

松原しおさい団地 分譲宅地募集要項

1 売却の条件

- (1) 用途地域は、「第1種住居地域」で、建築物の用途制限があります。
- (2) 土地の引き渡しの日から5年間は、第8項(土地の名義変更)に定める場合以外は、転売・貸与・分割等、権利の移転・処分はできません。
- (3) 排水は、漁業集落排水施設による処理となるため、加入負担金及び使用料をお支払いいただきます。

2 申込受付

- (1) 日 時…随時受付中 (土・日・祝日・年末年始を除く)
午前9時00分 ~ 午後5時00分
- (2) 場 所…田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所4階 水産課
- (3) 必要書類…①普通財産譲与(譲渡)申請書(田辺市所定様式) 1通
②住民票の謄本(世帯全員記載)又は外国人登録証明書等 1通【個人】
法人登記簿の謄本 1通【法人】
③市(町村)税完納証明書 1通
- (4) 申込方法…受付期間中、必要書類を受付場所にご持参ください。郵送による提出はできません。
田辺市以外の方もお申し込みいただけます。

3 契約者(購入者)の決定

申込受付の先着順にて契約者(購入者)を決定します。

受付書類を審査し、内容が適当であると認められる方を契約者(購入者)とし、決定の通知を行います。

4 契約及び支払

契約者は、申込日から30日以内(契約期限日が土・日・祝日・年末年始の場合は翌平日)に土地売買契約の締結をしていただき、契約時に契約保証金として土地代金の10%相当額(千円未満切上げ)をお支払いいただきます。

残りの土地代金及び芳養漁港漁業集落排水加入負担金は、契約日後60日以内にお支払いいただきます。

なお、支払期限までに土地代金等の納入がなされない場合には、契約保証金を返還せず、当該契約は無効とさせていただきます。

5 ご了解事項

- ア. 土地は、引き渡し時における現状有姿でお引き渡しします。
- イ. 分譲地内の道路・道路側溝・公園等の公共・公益施設については、適正な利用に努め、維持管理に支障をきたさないようお願いします。
分譲地内の諸施設が土地を購入された方の原因で汚染又は破損等された場合には、自己負担により復旧していただきます。
- ウ. 分譲地内の電柱・支線等は、移転や撤去はできません。
- エ. 分譲地付近施設などの形状変更の申し出があっても応じることはできません。
- オ. 土地の引き渡し後、住宅を建築し入居されるまでの間、近隣の迷惑とならないよう除草などを行い、十分に管理してください。
- カ. 分譲地の地区の排水は、漁業集落排水施設による処理となるため、負担金をお支払いいただきます。また、月々の使用料については、別途負担となります。
※詳しくは田辺市役所市民環境部環境課(TEL:0739-26-9927)までお問い合わせください。
- キ. 用途地域は、「第1種住居地域」で、建築物の用途制限があります。
※詳しくは田辺市役所建設部都市計画課(TEL:0739-26-9937)までお問い合わせください。
- ク. 建築基準法第22条を適用します。(屋根不燃地域)
- ケ. 田辺市景観条例に基づく景観計画区域に指定されています。
- コ. 和歌山県屋外広告物条例の許可地域(第2種地域)に指定されています。

6 分譲する物件

区 画 数	1区画
区 画 面 積	168.80㎡(51.06坪)
建 ぺ い 率	60%
容 積 率	200%

7 諸経費等

契約に要する収入印紙代及び所有権移転登記に要する登録免許税については、すべて契約者(購入者)の負担となります。

8 土地の名義変更

土地の引渡しの日から5年以内は、土地の名義変更は原則としてできませんが、やむを得ず名義変更の必要が生じた場合は、2親等以内の方に限り認めます。

9 所有権移転登記及び土地等の引き渡し

土地代金等の完納後30日以内に所有権移転登記の手続を田辺市が行い、登記完了後に日時を定めて職員の立ち会いのうえ、現地において土地及び登記済証書の引渡しを行います。

10 その他

契約については、「田辺市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」を適用します。

【お問い合わせ】

田辺市役所 農林水産部 水産課

〒646-8545

和歌山県田辺市東山一丁目5番1号(田辺市役所4階)

TEL(代表)0739-22-5300 (直通)0739-26-9932